

令和7年2月27日提出

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の表に次のように加える。

熊本市立高橋小学校 熊本市立池上小学校 熊本市立城山小学校	熊本市立三和中学校
熊本市立武蔵小学校 熊本市立弓削小学校	熊本市立武蔵中学校
熊本市立託麻南小学校 熊本市立長嶺小学校	熊本市立長嶺中学校
熊本市立龍田小学校 熊本市立龍田西小学校	熊本市立龍田中学校

第6条の2に次の1項を加える。

- 2 前項の表の各項に掲げる小学校又は中学校の主幹教諭、教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）の職にある者は、別に辞令を発せられることなく、当該各項に掲げる他の小学校又は中学校の同一の職を兼ねるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(提出理由)

中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校を増設する等のため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																												
<p>○熊本市立小中学校の管理運営に関する規則〔指導課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和59年5月2日 教委規則第6号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、熊本市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校）</p> <p>第6条の2 次の表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により、それぞれ小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。</p>	<p>○熊本市立小中学校の管理運営に関する規則〔指導課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和59年5月2日 教委規則第6号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、熊本市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校）</p> <p>第6条の2 次の表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により、それぞれ小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。</p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">小学校</th> <th style="width: 50%;">中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立芳野小学校</td> <td>熊本市立芳野中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立富合小学校</td> <td>熊本市立富合中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立向山小学校</td> <td>熊本市立江南中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立河内小学校</td> <td>熊本市立河内中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立託麻東小学校</td> <td>熊本市立二岡中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立本荘小学校</td> <td>熊本市立江原中学校</td> </tr> </tbody> </table>	小学校	中学校	熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校	熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校	熊本市立向山小学校	熊本市立江南中学校	熊本市立河内小学校	熊本市立河内中学校	熊本市立託麻東小学校	熊本市立二岡中学校	熊本市立本荘小学校	熊本市立江原中学校	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">小学校</th> <th style="width: 50%;">中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立芳野小学校</td> <td>熊本市立芳野中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立富合小学校</td> <td>熊本市立富合中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立向山小学校</td> <td>熊本市立江南中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立河内小学校</td> <td>熊本市立河内中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立託麻東小学校</td> <td>熊本市立二岡中学校</td> </tr> <tr> <td>熊本市立本荘小学校</td> <td>熊本市立江原中学校</td> </tr> </tbody> </table>	小学校	中学校	熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校	熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校	熊本市立向山小学校	熊本市立江南中学校	熊本市立河内小学校	熊本市立河内中学校	熊本市立託麻東小学校	熊本市立二岡中学校	熊本市立本荘小学校	熊本市立江原中学校	
小学校	中学校																													
熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校																													
熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校																													
熊本市立向山小学校	熊本市立江南中学校																													
熊本市立河内小学校	熊本市立河内中学校																													
熊本市立託麻東小学校	熊本市立二岡中学校																													
熊本市立本荘小学校	熊本市立江原中学校																													
小学校	中学校																													
熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校																													
熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校																													
熊本市立向山小学校	熊本市立江南中学校																													
熊本市立河内小学校	熊本市立河内中学校																													
熊本市立託麻東小学校	熊本市立二岡中学校																													
熊本市立本荘小学校	熊本市立江原中学校																													

熊本市立春竹小学校		熊本市立春竹小学校	
熊本市立中緑小学校	熊本市立天明中学校	熊本市立中緑小学校	熊本市立天明中学校
熊本市立銭塘小学校		熊本市立銭塘小学校	
熊本市立奥古閑小学校		熊本市立奥古閑小学校	
熊本市立川口小学校		熊本市立川口小学校	
熊本市立川尻小学校	熊本市立城南中学校	熊本市立川尻小学校	熊本市立城南中学校
熊本市立城南小学校		熊本市立城南小学校	
熊本市立楠小学校	熊本市立楠中学校	熊本市立楠小学校	熊本市立楠中学校
熊本市立楡木小学校		熊本市立楡木小学校	
熊本市立杉上小学校	熊本市立下益城城南中学校	熊本市立杉上小学校	熊本市立下益城城南中学校
熊本市立隈庄小学校		熊本市立隈庄小学校	
熊本市立豊田小学校		熊本市立豊田小学校	
熊本市立田原小学校	熊本市立鹿南中学校	熊本市立田原小学校	熊本市立鹿南中学校
熊本市立菱形小学校		熊本市立菱形小学校	
熊本市立桜井小学校		熊本市立桜井小学校	
熊本市立植木小学校	熊本市立五霊中学校	熊本市立植木小学校	熊本市立五霊中学校
熊本市立山本小学校		熊本市立山本小学校	
熊本市立山東小学校		熊本市立山東小学校	
熊本市立吉松小学校	熊本市立植木北中学校	熊本市立吉松小学校	熊本市立植木北中学校
熊本市立田底小学校		熊本市立田底小学校	
熊本市立古町小学校	熊本市立花陵中学校	熊本市立古町小学校	熊本市立花陵中学校
熊本市立春日小学校		熊本市立春日小学校	
熊本市立白坪小学校		熊本市立白坪小学校	
熊本市立小島小学校	熊本市立城西中学校	熊本市立小島小学校	熊本市立城西中学校
熊本市立中島小学校		熊本市立中島小学校	
熊本市立飽田東小学校	熊本市立飽田中学校	熊本市立飽田東小学校	熊本市立飽田中学校
熊本市立飽田南小学校		熊本市立飽田南小学校	

熊本市立飽田西小学校	
熊本市立力合小学校	熊本市立力合中学校
熊本市立力合西小学校	
熊本市立日吉小学校	熊本市立日吉中学校
熊本市立日吉東小学校	
<u>熊本市立高橋小学校</u>	<u>熊本市立三和中学校</u>
<u>熊本市立池上小学校</u>	
<u>熊本市立城山小学校</u>	
<u>熊本市立武蔵小学校</u>	<u>熊本市立武蔵中学校</u>
<u>熊本市立弓削小学校</u>	
<u>熊本市立託麻南小学校</u>	<u>熊本市立長嶺中学校</u>
<u>熊本市立長嶺小学校</u>	
<u>熊本市立龍田小学校</u>	<u>熊本市立龍田中学校</u>
<u>熊本市立龍田西小学校</u>	

熊本市立飽田西小学校	
熊本市立力合小学校	熊本市立力合中学校
熊本市立力合西小学校	
熊本市立日吉小学校	熊本市立日吉中学校
熊本市立日吉東小学校	
<u>【追加】</u>	

2 前項の表の各項に掲げる小学校又は中学校の主幹教諭、教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）の職にある者は、別に辞令を発せられることなく、当該各項に掲げる他の小学校又は中学校の同一の職を兼ねるものとする。

∴熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則
(区役所等の職員の兼務)

第1条 区役所又はその出張所（以下「区役所等」という。）において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所等において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

(1)～(10) 略

(中央区役所区民課職員の兼務)

第2条 中央区役所区民課において、身分事項に関する事務に従

【追加】

∴熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、熊本市教育委員会事務局及び熊本市教育委員会の所管に属する学校（専修学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関の職員の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校職員の職)

第3条 熊本市教育委員会の所管に属する学校の職員の職は、次のとおりとする。

校長 副校長 園長 教頭 主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 教員 助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 事務主幹 事務主任 主任事務職員 事務職員 技術主幹 技術主任 主任技師 技師 事務長 主幹 主査 参事主任 主任主事 副主任 主事 給食栄養士 給食技師 学校主事

∴公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条

2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。）、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

∴女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第2条

2 この法律において「教職員」とは、校長

<p>事する職員は、辞令を用いることなく、他の区役所区民課で同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。</p> <p>○熊本市会計規則 (区会計管理者の任命)</p> <p>第3条の2 区会計管理者は、区役所区民部長の職にある者とし、別に辞令を交付されることなく、当該職にある間区会計管理者を命ぜられたものとする。</p> <p>2及び3 略 (出納員の設置)</p> <p>第67条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する職にある者は、別に辞令を交付されることなく、当該職にある間出納員を命ぜられたものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>∴熊本市職員職名規則 附 則</p> <p>2 この規則施行の際、現に在職中の職員は、別に辞令を発せられない限り従前の職名に対応するこの規則の定める職に任用されたものとみなす。</p> <p>附 則 (平成19年3月30日規則第34号)</p> <p>2 この規則の施行の際現に在職中の職員は、別に辞令を発せられない限り、従前の職を職名として発令されたものとみなす。</p> <p>(赴任)</p> <p>第27条 職員が、採用、転任等を命ぜられたときは、本人に辞令到達後1週間以内に赴任しなければならない。期間内に赴任できない場合は、その事由を明示して委員会の承認を得なければならない。</p>	<p>○熊本市職員任免手続に関する訓令 (発令)</p> <p>第2条 職員に対する発令は、辞令を交付することにより行うものとする。</p> <p>(辞令の交付を要しない場合)</p> <p>第4条 第2条の規定にかかわらず、熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例(昭和28年条例第6号)第10条第2項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、辞令の交付によらないことを適当と認める場合</p> <p>(赴任)</p> <p>第27条 職員が、採用、転任等を命ぜられたときは、本人に辞令到達後1週間以内に赴任しなければならない。期間内に赴任できない場合は、その事由を明示して委員会の承認を得なければならない。</p>	<p>(園長を含む。以下同じ。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助教諭、養護助教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七條に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。)及び事務職員をいう。</p>
--	--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。